

【藤倉校舎 利用規則】

当館では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、利用規則を定めておりますので、遵守していただきますようお願い申し上げます。遵守いただけない場合は、やむを得ず、当館のご利用をお断り申し上げ、又場合によっては損害をご負担頂くこともございますので、ご留意下さいますようお願い申し上げます。

火災予防上お守りいただきたい事項

1. 館内は禁煙です。
2. B B Q、焚き火、花火などは、指定された場所以外で行なってください。
3. 使用できる花火は、手持ち花火のみです。
4. 強風時や乾燥注意報発令中は、校庭での火の使用をお断りすることがあります。
5. 火を扱っている場合に人が離れることがないようにしてください。また、すぐに消火できるように周囲にバケツの水を用意してください。
6. 寝室、及び共有スペース(廊下・食堂)にはカセットコンロ、蚊取り線香、キャンドルなどの火器の持ち込みは出来ません。
7. 食文化ラボは簡易キッチンとして使用できますが、天ぷらや大量の油煙が出る焼き肉などはできません。
8. 入館後すぐ館内の避難経路及び消火器の位置を確認してください。

安全に過ごしていただくためにお守りいただきたい事項

1. お荷物の管理はご本人でお願いいたします。館内での貴重品類の盗難、及び紛失に関しては、一切の責任を負いかねます。団体または個人で責任を持ち管理してください。
2. 外出時に、教室(客室)の施錠をご希望の方は、当館スタッフにお声かけください。施錠、解錠は、スタッフが行います。
3. 当館の周囲の一部は、滑落すると命に関わる危険な崖に囲まれていますので、十分ご注意ください。特にお子様が近くで遊んだり、夜間に周辺を歩いたりするようなことがないようにしてください。
4. 夜間の山道は大変危険です。暗くなってからの山道散策は絶対におやめください。
5. 登山、ハイキングへ行かれる場合は、時間の余裕を持って出掛け、暗くなる前に帰館するようにしてください。
6. ハイキング、登山、沢登り等へ出かける方はスタッフ行き先を伝えてから出発してください。

建物の扱いと滞在中に関する事項

1. 当館の建物は、70年近く前に地元の方が建てた貴重なものです。現在の建物と比して脆弱ですので、特にガラス窓や扉の取り扱いには十分ご注意ください。
2. 窓の開閉が難しい時は、無理に開閉しようとはせずに、スタッフにお声をおかけください。

3. ゴミはお持ち帰りください。ゴミを持ち帰るのが難しい場合は必ず分別し、ゴミ処理代をお支払いください。
4. エネルギーを大切に使うため、節電、節水、節ガスをお願いします。
5. ご利用終了後は原状回復した上で清掃をお願いします。
6. 壁やガラスなどへのテープ類、ホチキス、釘や画鋲などの使用は出来ません。貼り紙をする際は、係員にご相談ください。

お車でのご利用及び駐車に関する事項

1. 駐車場の少ないエリアです。ご来館の際は、なるべく公共交通をご利用ください。
2. 校庭脇の駐車エリアは、近隣の方と共有しています。空いている時は使えますが、駐車禁止の文字の上には停めず、他の車が転回するための十分な広さを確保してください。
3. 駐車エリアが満車の場合は、フロンティアジャパン檜原工場横の駐車場をご利用ください。
4. 駐車中に起こった事故について当館は責任を負いません。

野生動物や植物に関する事項

1. 周囲には多くの野生動物が暮らしています。危険回避、生態系を保全のために、野生動物の餌になるような食物の放置(ゴミも含む)は厳禁です。
2. 室内にも、ネズミ等の小動物が入ってきますので、夜間は、お菓子などは必ず蓋のある容器に保存してください。
3. サル等の野生動物に餌をやるのは絶対におやめください。
4. スズメバチ、マムシ、マダニといった危険生物には十分お気をつけください。
5. 近隣の山林、草地における山菜料理、草木染め、クラフト、植物観察などのための植物採集は、地主の許可がない場合はできません。

ご利用時間に関する事項

1. 貸出時間には、機材などの搬入、準備、後片付け、清掃作業、車の出庫など、入館から退館まで施設を利用するすべての時間を含みます。時間に余裕をもったご予約、ご利用計画をお願いいたします。

損害賠償について

1. 館の施設、付帯設備、備品などを故意または過失によって汚損、破損、紛失した際は損害を賠償していただく場合がございます。

藤倉校舎宿泊約款

第1条（適用範囲）

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - (1)宿泊代表者名
 - (2)宿泊日及び到着予定時刻
 - (3)宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4)その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第4条（宿泊契約締結の拒否）

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき
 - (3) 施設を使用しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (4) 施設を使用しようとする者が、施設使用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (5) 施設を使用しようとする者が、近隣及び他の旅行者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 施設を使用しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 施設を使用しようとする者が、施設使用に関し暴力的行為を行い、又は当施設に対して合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により施設を使用させることができないとき。

第5条（宿泊客の契約解除権）

- 1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は別表第2に掲げるところにより、キャンセル料金を申し受けます。
- 3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第6条（当館の契約解除権）

- 1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 旅行者が他の旅行者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 旅行者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 旅行者が、施設使用に関し暴力的要求行為を行い、又は当施設に対して合理的な範囲を超える負担を求めたとき
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により施設使用させることができないとき。
 - (7) 旅行者が、寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他の当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- 2. 当館が前項の規定に基づいて施設使用契約を解除したときは、旅行者がいまだ提供を受けていない施設使用サービス等の料金はいただきません。但し、キャンセル料金が発生する場合には、解除によってキャンセル料金の請求権がなくなるわけではありません。

第 6 条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、チェックインの際に次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 8 条（宿泊室の使用時間）

1. 宿泊客が当館の宿泊室を使用できる時間は、16:00 から翌朝 10:00 までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、宿泊室を終日使用することができます。

第 9 条（利用規則の遵守）

1. 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 10 条（営業時間）

1. 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとします。
 - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：
 - イ. 門限 22:30
 - ロ. フロントサービス（レンタル）8:00-20:00
 - (2) 付帯サービス施設時間：
 - イ. 館内共有スペース消灯時間 23:00
 - ロ. シャワールーム利用時間 16:00～23:00 朝 7:00～ 10:00
 - ハ. 校庭の使用時間 16:00～22:30 朝 7:00～ 10:00
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 11 条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックインの際、又は当館が請求した時に行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 12 条(当館の責任)

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館でお客さまが携帯された物品を紛失された場合、当館は故意又は重大な過失がない限り責任を負いません。
3. 当館は、防災施設の整備に努めるほか、万一の火災等に対処するため賠償責任保険に加入しております。

第 13 条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 14 条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品のお荷物は全て自己管理とします。
2. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
3. 宿泊客がチェックアウトしたのち、旅行者の手荷物又は携帯品がホストに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその処理方法を確認するものとします。ただし、所有者に確認できない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後処分します。ただし、貴重品については最寄りの警察署へ届けるものとします。なお、いずれの処理についても、処理に要した費用は旅行者が負担するものとします。
4. 前項の場合における宿泊者の手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとします。宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします。

第 14 条 (駐車の責任)

1. 当館が紹介した近隣駐車エリアを宿泊客がご利用になる場合、当館の故意又は過失によって損害を与えたとき以外は、当館は責任を負いません。

第 15 条 (宿泊客の責任)

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 宿泊客は、次の事項を遵守することとします。
 - イ 施設に備え付けられた設備の使用方法
 - ロ 当館が指示した廃棄物の処理方法
 - ハ 騒音等により周囲に迷惑をかけること
 - ニ 火災等の緊急事態が発生した場合の当館が指示した通報先及び初期対応の方法(防火、防災設備の使用方法を含む。)
 - ホ その他の当館が定める利用規則の禁止事項に従うこと

【別表第 1】宿泊料金等の内訳

基本宿泊料金(2022 年 10 月 1 日から適用)

・価格は税込みです。

一棟貸し (最大 16 名まで)	12名まで	60,000 円/泊
	追加 1 名につき	大人 ¥5000/泊 小学生以下 ¥3000/泊
校庭テント泊(テント泊のみは不可)	1 名につき	2,000 円/泊

【別表第 2】キャンセル料金(第 5 条第 2 項関係)

1. %は基本料金 60000 円に対する違約金の比率です

当日・前日	2日前から7日前	8日前から14日前	15日前まで
100%	50%	30%	0%